

深谷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 事業者募集要領

1 業務名

深谷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務目的

深谷市が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、寄附見込企業という）への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

3 業務の概要

別紙仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 委託金額の算定方法等

委託金額の算定は、成果報酬型によるものとし、見積書に受託料率を示すこと。

支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

なお、受託料率は10%以内とする。

6 委託の方法

受付期間中に随時申込みを受け付け、要件を満たす者について協議のうえ、契約を締結し、業務を委託するものとする。

7 申込資格

次の要件、全てに該当する者であること。

(1) 令和5・6年度深谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載があること。ただし、名簿に登載されていない者であっても、次に掲げる書類を提出することで申し込みすることができる。

ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

イ) 個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

ウ) 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

エ) 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

オ) 市区町村民税に滞納がないことの証明書（法人及び個人）

カ) 財務諸表（法人及び個人）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (5) 入札に参加する者同士について、代表権を有する者が同一の会社及び役員が兼務している会社でないこと、並びに会社法第2条に規定する親会社及び子会社の関係にないこと。

8 実施の流れ

実施内容	スケジュール
申込書等提出	募集開始～令和7年3月31日
書類審査	申込書提出～1週間程度
審査結果の通知	書類審査終了～1週間程度
業務委託契約締結	審査結果の通知～1週間程度（受託者と協議の上、決定）

※ 申込書受理以降、契約締結までの期間は3週間程度を想定。

9 提出書類等

(1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
①申込書	様式1	1部
②申込資格確認書兼誓約書	様式2	
③会社概要書	様式自由。（会社の案内パンフレット可。）	
④業務実績調書	様式3	
⑤見積書	様式4	

(2) 提出方法

持参または郵送もしくはメールでの提出とする。

(3) 提出先

深谷市企画財政部企画課（深谷市役所本庁舎 3 階）

住所：〒366-8501 埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号

電話：048-574-8096（直通） FAX：048-574-6665

E-mail：plankika@city.fukaya.saitama.jp

(4) 受付期間

募集開始～令和 7 年 3 月 3 1 日

※受付期間中は随時受付。但し、持参による提出の場合、受付時間は 8 時 3 0 分～
1 7 時 1 5 分（土日祝日を除く）とする。

10 結果の通知

申込事業者に対し、審査終了後、順次電子メールで通知する。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込みまたは委託候補事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと
深谷市が判断したとき。

12 業務委託契約に関する事項

(1) 契約の締結

市は、委託候補事業者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、別記仕様書に定めるほか、協議の上定めるものとする。

イ 受託者は委託業務の全部及び一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(3) 業務内容及び留意事項

ア 本業務の実施にあたっては、市と十分協議して進めるものとする。

13 その他

- (1) 書類作成及び提出等に要する費用は、全て申込事業者の負担とする。
- (2) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。

(4) 市は、提出された資料について、深谷市情報公開条例（平成18年深谷市条例第13号）の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。

ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。

(5) 提出された書類等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行うことがある。

14 問い合わせ先

深谷市企画財政部企画課（深谷市役所本庁舎3階）

住所：〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

電話：048-574-8096（直通） FAX：048-574-6665

E-mail：plankika@city.fukaya.saitama.jp